別記様式第１号

令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務

公募型プロポーザル説明会参加申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　高知県水産試験場長　織田　純生　様

所在地

事業者名

代表者名

　上記の説明会に参加します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　名 | 連絡担当者に○印をつけて下さい。 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（連絡先）

電話番号

FAX

e-mail

提出期限：令和６年４月10日（水）17時

高知県水産試験場　　担当：猪原、清水、田井野

e-mail：040409@ken.pref.kochi.lg.jp

別記様式第２号

令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務

公募型プロポーザルに関する質疑書

令和　　年　月　日

所在地

事業者名

担当者

電話番号

ＦＡＸ

e-mail

＜質疑内容＞

提出期限：令和６年４月16日（火）正午まで（必着）

高知県水産試験場　　担当：猪原、清水、田井野

e-mail：040409@ken.pref.kochi.lg.jp

別記様式第３号

令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務

公募型プロポーザル参加申込書

令和　年　月　日

高知県水産試験場長　織田　純生　様

所在地

事業者名

代表者名

令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務公募型プロポーザル募集要領に基づき、令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

　また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

【担当者連絡先】

　　　　　　　　担当者名　　　　　　　　　　　　e-mail

電　　話

提出期限：令和６年４月22日（月）　午後５時（必着）

高知県水産試験場　　担当：猪原、清水、田井野

e-mail：040409@ken.pref.kochi.lg.jp

**共同提案者一覧**

＜代表者＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |

＜共同提案者＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 |  |

別記様式第４号

法人概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名称 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 代表者職・氏名 |  | | |
| 設立年月日 |  | | |
| 資本金 |  | 従業員数 | 人 |
| 主たる事業分野 | | | |
| 本業務と同種、類似業務の実績 | | | |

別記様式第５号

高知県水産試験場長　織田　純生　様

所在地

事業者名

代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すると支障が生じる  書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容  （具体的に記入してください） |
|  |  |

参考様式（共同企業体）

○○共同企業体協定書

（目的）

第1条　当共同企業体は、高知県発注の令和６年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務（以下「委託業務」という。）について、協力して実施していくことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、・・・・・・・・・・・と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当共同企業体は、主たる事務所を・・（住所）・・・、・・・会社に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は令和　年　月　日に成立し、委託業務の契約終了後６月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の名称）

第５条　当共同企業体は、（住所）（社名）、（住所）（社名）、（住所）（社名）、をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第６条　当共同企業体は、・・・会社代表取締役・・・をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は以下の権限を有するものとする。

　（１）　・・・・・・・・・・・・・・

　（２）　・・・・・・・・・・・・・・

　（３）　・・・・・・・・・・・・・・

　（４）　上記に関して高知県と協議する権限

　（５）　当共同企業体に属する財産の管理に関する権限

（構成員の出資割合等）

第８条　当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

　　・・・会社　　・・％

　　・・・会社　　・・％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額を持って前項の割合に算入する。

（運営委員会）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け委託業務の完了にあたるものとする。

２　組織、編成及び委託の履行に関する基本事項については、運営委員会において協議のうえ決定し、当該委託の完了にあたるものとする。

（事務局）

第10条　運営委員会のもとに事務局を設ける。

（各構成員の責任）

第11条　各構成員は、委託業務の実施に関して連帯責任を負う。

（会計期間）

第12条　当共同企業体の会計期間は、当共同企業体成立の日から解散の日までとする。

（権利義務の譲渡制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（構成員の脱退に関する措置）

第14条　構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、委託業務を履行する日までは脱退することはできない。

２　前項の規定により、脱退した構成員がある場合は、代表者及び残存構成員が責任を持ってその義務等を完了するものとする。

（構成員の除名）

第15条　契約途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成委員の除名を決定することができる。

２　前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、前条の規定により新たに代表者となったものがこれを行う。

３　構成員の除名が行われたときの処置については、前条第２項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第16条　代表者が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合の当共同企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

（構成員の破産または解散した場合等の措置）

第17条　構成員のいずれかが委託業務の履行中に破産または解散した場合等においては、第14条または第15条の規定を準用する。

（構成員の脱退、破産または解散した場合等の措置）

第18条　構成員のいずれかが共同企業体が解散に至るまでの間において脱退、破産または解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して決める。

（解散後のかし担保責任）

第19条　当共同企業体が解散した後においても、当該委託業務につき、かし担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

・・（共同企業体名称）・・協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を・通作成し、各通に構成員が記名押印し、各時保有するとともに、写し１通を高知県に提出する。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・（共同企業体名称）・・・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

注　本協定書はＡ４版で作成し、袋綴じすること